

議員提出議案一覧表（意見書）

議員提出議案第32号

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定に基づく 補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書（可決）

道路は、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動を実現する社会資本であると同時に、災害時には命の道として避難路や緊急支援物資輸送路等の役割を果たすものである。

一方、本市は全域が特別豪雪地帯等に指定されるなど、厳しい地勢的、気象的条件が地域間交流を妨げる要因となっており、公共交通機関が十分に行き届いていないことから、自動車交通への依存度は全国と比べて高い地域であるにもかかわらず、全国で唯一、同一県内の20万人以上の都市（青森市、八戸市）が高規格幹線道路で結ばれていないなど、道路整備について多くの課題がある。

このような中、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「財特法」という。）の規定に基づく補助率等のかさ上げ措置が平成29年度末までとなっており、このまま期限切れとなり地方負担が増加することとなれば、基礎自治体である市町村の財政状況は大きな打撃を受け、青森駅周辺整備や桑原29号線整備を初めとする本市の道路整備が困難となり、ひいては地方創生等の推進が困難となる。

よって、国会及び政府においては、下記の措置を講ずるよう強く要請する。

記

- 1 財特法の規定に基づく補助率等のかさ上げ措置については、平成30年度以降も継続すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月26日

議員提出議案第33号

若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書（否決）

消費税の増税やアベノミクスによる賃金の停滞などによって、庶民の暮らしは苦しさを増している。法人税の減税、大企業・金持ちの優遇税制によって、大企業の過去最高の内部留保のため込み、高額所得者が増大する一方、年金や医療、介護などの社会保障の改悪によって、貧困と格差はますます広がっている。

安倍政権によって、正規労働者の減少と非正規労働者の拡大、年収200万円以下のワーキングプアの増大、労働者派遣法を初めとする労働法制の連続改悪などによって、労働者の賃金の停滞が景気の長期低迷をもたらしている。非正規労働者とワーキングプアの拡大が、国民年金の未納者を増大させ、将来、無年金・低年金者が続出することが懸念されている。

老齢基礎年金だけの人は700万人を超え、その平均年金月額は約5万円で、高齢者の大半は低年金者であるが、この年金も毎年引き下げられており、年金生活者は悲鳴を上げている。

平成27年3月までに2.5%の年金が引き下げられたが、同年4月からマクロ経済スライドの実施による実質的な引き下げも行われた。マクロ経済スライドは、高齢者の平均余命の伸びと現役の被保険者の減少に応じて年金額が毎年下げられていく仕組みとなっている。さらに政府は、平成28年末に「年金カット法」成立を強行した。

政府・国会に対して、ヨーロッパ各国で実施している最低保障年金制度を創設し、若い人も高齢者も安心できる年金制度を直ちに確立するため、下記の事項について適切な措置を講ずるよう求める。

記

- 1 マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定の新ルールは実施しないこと。
- 2 全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現すること。
- 3 年金の支給開始年齢の引き上げをやめること。
- 4 年金の隔月支給を毎月支給に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月26日

議員提出議案第34号

私立高校における教育費負担の軽減を求める意見書（可決）

高校生の3割を超えるおよそ120万人の生徒が私立高校に通い、私学は教育における多様なニーズに応えるとともに、教育機関として大きな役割を果たしている。しかしながら、その教育条件整備等の多くは保護者の学納負担に任されている。

2010年度から実施され2014年度に加算支給額と対象世帯を拡大した「就学支援金制度」と、授業料以外の「奨学のための給付金」により学費の公私間格差は一定の是正がなされてきたところである。

高校の授業料は現在、年収約910万円未満の世帯を対象に、国からの就学支援金が支給されており、公立高校は実質無償化されている。

一方、私立高校でも国からの就学支援金が支給されているものの、授業料が平均で年間約40万円に上り、家計の大きな負担となっている。現状では私立高校に通う生徒のおよそ22%、4人から5人に1人は年収350万円未満の低所得世帯である。

よって、国に対し、家庭の経済的状況により、子どもたちの学校選択の幅が狭まることなく、また私学に通う生徒・保護者の教育費の公私間格差をなくし経済的負担の軽減が図られるよう、私立高校への就学支援金制度の拡充を強く求めるものである。

記

- 1 就学支援金制度を拡充して、公立高校と私立高校の教育費の負担格差をなくすこと。
- 2 就学支援金制度を拡充して、低所得世帯の負担軽減となる制度に組みかえること。
- 3 私立高校授業料の無償化の際、都道府県の就学支援金補助は廃止ではなく、教育環境の改善に充てること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月26日

議員提出議案第35号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充及び
C型肝炎患者の救済の延長を求める意見書（可決）

肝炎対策基本法等でも確認されているように、我が国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型

肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものである。

現在、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、肝炎治療特別促進事業として実施されている。しかし、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療またはインターフェロンフリー治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れる患者が相当数に上っている。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、肝硬変を中心とする肝疾患は身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされてはいるものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日約120人もの方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。2005年に「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」が制定された際、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされている。

ようやく今回、2018年度厚生労働省予算の概算要求に、肝がん治療に対する医療費助成が盛り込まれた。肝硬変の治療が対象となっていないなどの課題も残されているが、新たな医療費助成制度の予算化を確実にしつつ、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援については一層の充実を目指す必要がある。

また、血液製剤が原因でC型肝炎になったC型肝炎感染患者を対象にした「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に基づく給付金の請求期限が2018年1月15日に迫っている。汚染された血液製剤は29万人以上に使われ、うち1万人以上が感染したとされるのに、これまでに救済を受けたのは約2300人と、感染推計者数の2割強にとどまる。被害者を探すカルテ調査は今も続いており、現在もなお救済されていない被害者が多く残されている。また、自分が感染者だと知らないまま肝硬変や肝がんなど重症化している人も多い。

よって、国会及び政府においては、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度の創設を早期に実現させること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝臓機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。
- 3 一人でも多くの患者を救済するため、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」を改正し、給付金の請求期限を延長すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月26日
